

中学生・高校生のみなさまへ

自転車のまち“堺”

自転車を利用しやすいまちに！



～守ろう！自転車の交通ルール～

「これくらいなら大丈夫！」と交通ルールを無視した結果、重大な事故を起こすことがあります。交通ルールを守り、安全、安心、快適に自転車を利用しましょう。

●並進・二人乗りの禁止



根拠：道路交通法第 19 条
罰則：2 万円以下の罰金
又は料料

根拠：道路交通法第 57 条第 2 項
大阪府道路交通規則第 11 条
罰則：2 万円以下の罰金又は料料



●…ながら運転の禁止

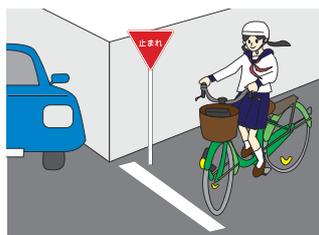
- ・大音量で音楽を聴きながら
- ・携帯電話でメールしながら

根拠：道路交通法
第 71 条第 6 号
大阪府道路交通規則
第 13 条
罰則：5 万円以下の罰金



●一時停止の標識のある交差点での一時停止と安全確認

根拠：道路交通法
第 43 条
罰則：3 ヶ月以下の懲役
又は 5 万円以下の罰金



●信号を守る

根拠：道路交通法第 7 条
罰則：3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金



●夜間はライトを点灯

根拠：道路交通法
第 52 条第 1 項
大阪府道路交通規則
第 10 条第 1 号
罰則：5 万円以下の罰金



●車道は左側を通行

根拠：道路交通法
第 17 条第 1 項
道路交通法
第 18 条第 1 項
罰則：3 ヶ月以下の懲役
又は 5 万円以下の罰金

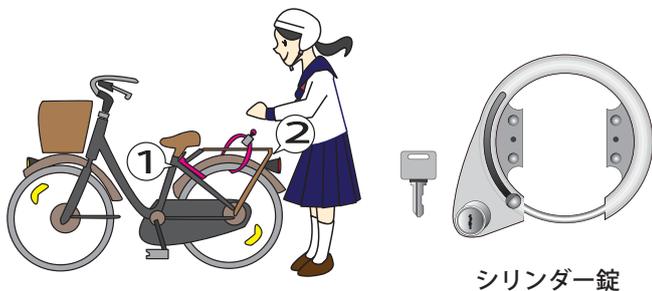


「堺市自転車のまちづくり推進条例」を制定しました

平成26年10月1日施行

●わずかな時間でも、自転車の施錠は忘れずに!

自転車の盗難は、鍵の掛け忘れ・無施錠による被害が約半数に及びます。盗難に強い「シリンダー錠」の取り付けや「二重ロック」も行いましょう。



シリンダー錠

●ひったくり防止カバーを活用しましょう



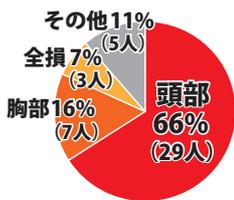
ひったくり被害に遭われた方のうち、自転車の前かごからのひったくりは約4割。ひったくり防止カバーを装着すれば、前かごからのひったくり被害はゼロに!

●ヘルメットを着用しましょう



**死亡事故
6割強が頭部損傷!**

府内における自転車での死亡事故の6割強は、頭部の損傷によるものです。



大阪府内の自転車乗車中負傷部位別死者数 (H25年中)

●横断歩道では自転車を押して通行しましょう



横断歩道を通行する際、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車を押して通行しましょう。

●自転車の日常点検や整備に努めましょう

自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備を行ってください。



日常点検

- 《ハンドルは》前輪と直角にしっかり固定されていますか?
- 《ライトは》明るいですか?
- 《ブレーキは》前後輪ともよくきいていますか?
- 《タイヤは》空気が入っていますか?
- 《ベルは》鳴りますか?
- 《サドルは》しっかり固定されていますか?

●万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車安全整備店で点検整備を受けると貼付されるTSマークに付帯する保険です。傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。

青色TS
マーク



イメージ図

赤色TS
マーク



イメージ図

傷害
補償

賠償責任補償
1,000万円
(限度額)

傷害
補償

賠償責任補償
5,000万円
(限度額)

- 死亡もしくは重度後遺障害 (1～4級) 一律…30万円
- 入院 (15日以上) 一律…1万円
- 死亡もしくは重度後遺障害 (1～4級) 一律…100万円
- 入院 (15日以上) 一律…10万円
- 被害者見舞金 (入院15日以上) 一律…10万円

※赤色TSマーク付帯保険の補償内容は、平成26年10月1日以降に普通自転車点検整備を行い、赤色TSマークを貼付したもからになります。

その他保険

傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することができる場合があります。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して加入できる自転車向け保険もあります(詳しくは、保険会社、コンビニエンスストア等でご確認ください)。

条例については、堺市のホームページをご覧ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/sangyo/bicycle/df_ina_7475ede.html

【編集発行】堺市建設局自転車まちづくり推進室 電話072-228-7636

堺市 自転車条例



平成26年9月発行